

各会派所属議員

(○印は代表者、括弧内の表記は略称)

議決された主な議案

○賛成 △多数賛成 ●反対 ▲多数反対 ※1可否同数 ※2退席

神奈川ネットワーク運動・鎌倉 (神奈川ネット)
 ○三宅 真里、石川 敦子、太田 治代、石川 寿美

日本共産党鎌倉市議会議員団 (日本共産党)
 ○吉岡 和江、高野 洋一、小田嶋 敏浩、赤松 正博

鎌倉みらい (鎌倉みらい)
 ○前川 綾子、伊東 正博、渡邊 昌一郎、池田 実

公明党鎌倉市議会議員団 (公明党)
 ○納所 輝次、西岡 幸子、大石 和久

鎌倉無所属の会 (鎌無会)
 ○高橋 浩司、長嶋 竜弘、安川 健人

かがやく鎌倉を創る会 (かがやく鎌倉)
 ○中村 聡一郎、久坂 くにえ、山田 直人

鎌政会 (鎌政会)
 ○岡田 和則、飯野 眞毅

無所属
 松中 健治、千 一、渡辺 隆、中澤 克之

【会派名の変更】
 平成24年11月8日付で「民主党鎌倉市議会議員団」は「鎌政会」に名称変更しました。

※会派とは、市政に対して同じ考え方、意見を持つ議員の集団のことをいいます。本市議会では、代表質問を行ったり議会運営委員会の委員となる、いわゆる議会運営上の交渉会派は所属議員2人以上としています。

議案	議決結果	会派名							無所属	
		ネ神 ツ奈 ト川	共 産 党	み ら い	鎌 倉 み ら い	公 明 党	鎌 無 会	か が や く		鎌 政 会
12月 定例会	第62号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○
	第71号	鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○
	第75号	鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○
臨時 議会	第79号	平成24年度鎌倉市一般会計補正予算(第6号)(世界遺産ガイダンス施設予定地等の購入費等の追加)	○	○	○	○	○	○	○	○
	第55号	工事請負契約の締結について(名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改修工事)	●	○	○	○	○	○	○	△
	第59号	求償金減額等調停事件の和解について	○	○	○	○	○	○	○	※1
臨時 議会	第60号	指定管理者の指定について(鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館等スポーツ施設)	○	●	○	○	○	○	○	○
	第7号	鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について(28名→24名)	●	●	●	●	○	●	○	▲
	第11号	安全・安心の医療・介護実現のための医師・看護師等の大幅増員及び夜勤改善を求めることに関する意見書の提出について	○	※2	○	○	○	※2	○	○
臨時 議会	第15号	鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について(28名→26名)	●	●	○	○	○	○	○	△

今定例会では、議員提出議案4件(継続審査となっていた1件を含む)、市長提出議案30件の審議を行いました。主な議案の内容は次のとおりです。

条例の一部改正

議員提出議案

鎌倉市議会議員定数条例の一部を改正する条例

平成24年9月定例会で6名の議員から提出され、付託された議会運営委員会で継続審査となっていたもので、今定例会において改めて審議を行ったものです。

改正の内容は、市議会として、行財政改革に向かう姿勢をより鮮明に打ち出すべく、現行の条例における議員定数を4名削減し、24名とすることを提案するもので、次の一般選挙から施行しようとするものです。

議会では、少数の賛成により、原案を否決しました。※下段に関連記事があります。

市長提出議案

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例

公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、公営住宅の建設基準である公営住宅等整備基準と公営住宅の入居資格である入居収入基準が条例に委任されることから必要な事項を定めようとするものです。

主な内容は、福島復興再生特別措置法を受け、入居の資格条件について、居住制限者が住宅に困窮しているという条件のみで、市営住宅の入居申込資格を認める特例措置を追加し、障害者・高齢者等に対する裁量階層の範囲を具体化するともに、省令で定める市営住宅の整備基準の追加と借上げ住宅を整備基準の適用除外とすることなど、所要の規定の整備をしようとするもので、平成25年4月1日から施行しようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

工事請負契約の締結

鎌倉市名越クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事についての請負契約を、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社O&M事業本部と締結しようとするもので、契約金額は32億281万5千円です。工事の竣工期限は平成27年2月末の予定です。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

既成宅地等における急傾斜地の崩壊または土砂の流出等の発生後に、災害の拡大と再度災害を防止するために復旧工事を、防災工事資金の助成対象に追加しようとするもので、公布の日から施行しようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

指定管理者の指定

次の2件は、指定管理者の指定をするため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

指定管理者の指定

補正予算

次の補正予算議案を、議会では、総員の賛成により原案を可決しました

一般会計補正予算

12月臨時会を開催

本臨時会は、地方自治法第101条第3項の規定により議員10名から市長に対し、招集請求がなされたことを受け、12月27日に開催されたもので、市議会議員定数条例の一部改正議案が5名の議員から提出されました。審議の結果、多数の賛成により原案を可決しました。

鎌倉市議会議員定数条例の一部改正

二元代表制の中で、議会の責任はますます重要となり、その能力向上を図ることは、本市の将来のため必要不可欠であること、また本市の厳しい財政状況に鑑み議会も財政改革に積極的に協力すべきであるが、議会は持てる能力を最大限に発揮し、課題解決を図るべきであることから、議員定数を2名削減し、その経費を議会事務局への法制担当書記の設置など調査力向上の環境構築に充てるというもので、

倒となつています。確かに鎌倉市の津波の想定は14・4メートルと報道されており、津波のことが注目を集めていますが、その前提を忘れておられません。

東日本大震災を機に「地震があつたら津波が来る可能性がある」ので高台に避難」とよく言われております。しかし、家の中にいた場合は避難する前に無事に家の外に出なくてはなりません。そのためには家が倒壊しないこと、家具などに押しつぶされないことが前提となります。

兵庫県警察本部の発表によれば、阪神大震災では死者の88%が建物の倒壊と家具の転

編集後記

東日本大震災を機に「地震があつたら津波が来る可能性がある」ので高台に避難」とよく言われております。しかし、家の中にいた場合は避難する前に無事に家の外に出なくてはなりません。そのためには家が倒壊しないこと、家具などに押しつぶされないことが前提となります。

兵庫県警察本部の発表によれば、阪神大震災では死者の88%が建物の倒壊と家具の転

倒となつています。確かに鎌倉市の津波の想定は14・4メートルと報道されており、津波のことが注目を集めていますが、その前提を忘れておられません。

東日本大震災を機に「地震があつたら津波が来る可能性がある」ので高台に避難」とよく言われております。しかし、家の中にいた場合は避難する前に無事に家の外に出なくてはなりません。そのためには家が倒壊しないこと、家具などに押しつぶされないことが前提となります。

兵庫県警察本部の発表によれば、阪神大震災では死者の88%が建物の倒壊と家具の転

- 議会広報委員会
- 委員長 太田 治代
 - 副委員長 長嶋 竜弘
 - 委員 西岡 幸子
 - 委員 飯野 眞毅
 - 委員 久坂 くにえ
 - 委員 渡邊 昌一郎
 - 委員 小田嶋 敏浩